

工事 現場ルール

以下のルールを一人一人が守り、安全で快適な作業所を築いていきましょう。

- 1 工事組織
 - 責任者： 工事所長
 - 役割・配分： 副所長
 - 元請会社： 工事係員
 - 設備担当
- 2 当作業所の施工サイクル

（毎日）	8:30～	朝礼	12:00～	昼休憩
	8:45～	KYK・15分・給食開始後の始業・作業開始	13:00～	休憩
	13:00～	休憩	13:20～	休憩の片付け
	13:40～	作業打ち合わせ20分程度（特別厳守）	17:00～	作業終了→設備係員が現場の片付け（作業所内清掃）
			～18:00	現場退場

（巡回では）
月曜日：巡回地は横浜
巡回日曜日：一高層13:00～13:20 ※巡回行方

（巡回では）
月曜日：安全大会
※4木曜日：安全衛生協議13:30～（予定）

3 重要事項

- ・現場内は架空線が多く存在します。架空線断線に至ると、近隣住民様に多大な影響を及ぼします。**バックホーアーム、クレーン・ユニック車ブーム、ダンプ荷台を上げたまま走行しないよう、細心の注意を払ってください。**重機や運搬車両については、単独でのバック走行は原則禁止です。
- ・場内で重機やクレーンを走行移動させる際は、**誘導員による誘導を必ず行わせること。**誘導員の方は、必ず**チョッキ**を着用して下さい。
- また、低い架空電線を超えて移動する際は、高さ制限ゲートを通して電線を超える移動を行うこと。
- ・バックホー運転席に「**架空線の確認よいか！！**」「**移動時アームを下げる！！**」の掲示を行い、移動前に指差呼称を行うこと。
- ・埋設配管近辺の掘削は、**手掘り**にて埋設配管を出してから重機を使用すること。
- ・大型車両には当現場の車両である表示（ゼッケン）を行う必要がありますので、前日までに事前に申し出て、必ず掲示して入場すること。
- ・当工事の作業員と分かるように、**腕章の着用が必要**です。帰る際には、毎日現場事務所に返却してください。
- ・近隣住民様とのやりとりや事故報告等、緊急の連絡が必要な場合がありますので、**職長に関わらず全作業員、新規入場時に五洋職員の携帯電話番号を登録し、いつでも連絡できるようにしてください。**
- ・近隣住民様から話し掛けられた時は、笑顔での対応を行ってください。質問をされた場合、簡単な内容は丁寧に回答し、不明な点が少しでもあれば五洋建設工事事務所の連絡先()を伝え、そちらに電話してもらってください。また、近隣住民様と話した内容は、必ず五洋建設の職員に伝達してください。

4 近隣への配慮に関して

- ・現場が住宅地に隣接した場等となります。作業の際は騒音・振動・粉塵等には十分注意して下さい。
- ・第三者に迷惑して不快な音、不要な大声、視線のやり場、道路の汚れ（こぼし、影、塵、油）に注意のこと
- ・現場に入る際は、交通ルールを必ず守ること。 ※道路に泥を引っぱらないように注意すること

5 車両に関して

- ・現場付近での路上駐車・路上待機・アイドリングは禁止です。（近隣との取交）
- ・車両の出入り口は、重機1箇所のみ。出入りの時間帯は8:00～18:00厳守。※大型車両（10t以上）は、9:00～17:00。
- ・タイヤはきれいにしてから出すこと。
- ・進入時には必ず係員が作業所に待機し現場が対応可能な確認し確認連絡が完了してから入場して下さい。

6 駐車場について

- ・場内の運動車庫は決められた駐車場所を使用すること。
- ・ゴミ、取っ放しのホイール等、などしないようにきれいに使用すること

7 作業服装に関して

- ・ヘルメット、安全帯、安全帯着用すること。（安全帯は工事に習熟なく現場全員着用とします）
- ・服装は明るく目立つ色合いの作業服・作業靴・安全靴を履くこと
- ・半そで作業は禁止します（汗を拭いてケガの無いよう）
- ・作業に応じて必要保護具・保護めがね・保護マスクを着用すること
- ・特に呼吸器の保護マスク・メガス等必要な保護具は必ず着用すること（呼吸器のマスクは清潔で決められています）

8 ボンベに関して

- ・各作業用ボンベには空気圧スナップをかけること。取扱責任者（消防・セコム・点検員・H2S/CO2の設置）
- ・燃焼防止措置を行って決められた場所、決められた人数にすること

9 火気使用に関して

- ・作業をする前に必ず火気使用を届出すること。また火気使用の際は、前日の引合せ及び朝礼で報告すること
- ・消火器、消火バケツ等の消火器具を指定すること。火災、火傷の取扱いをすること。（作業中にして養生の撤去）
- ・火気使用後は火気を消す。使用終了後は事務所に報告すること。長時間火気使用を止め（取れない場合は異音に引き続く）

10 持込機材に関して

- ・下記の機材類・工具類、使用目的を提出し、担当の班長を待たず、持込機材受取シートを貼り使用すること
- ・電動工具類のうち、台車・電動・高圧・高圧・高圧・高圧・高圧等
- ※電動工具に関しては蓋込プラグが3本アース付きか2本蓋込になっているものとする
- ・圧縮機・エアホース・エアホース接続等
- ※ホールドの破損、アース接続等をよく点検すること

11 クレーン・車に関する事項

- ・クレーン、車、トラック等、高所作業車等には運転時の注意事項が記載してある
- ・B O Cカード（オペレーターカード）を必ず所持し運転すること
- ※クローラー等組立式クレーンを使用する際は、リミットキーを職員に預けること

- ・作業前点検、重機は別紙にて提出し、電動工具類は1台1台に点検表があるのでそちらに点検結果を記入すること
- ・近隣への迷惑は必ずアース付きとし、並行員の蓋込プラグ・キャブタイア、行き先等を必ず確認すること

12 危険物の取扱いに関して

- ・有害物質（塗料・シンナー類）は指定された作業員が、取扱いを行うこととし、取扱責任者を必ず表示すること
- ・作業開始する前に計画書に基づき、立入禁止措置や誘導員の配置等を確認し整ってから作業を開始すること
- ・作業員は必ず資格を持って行うこと（関係格作業の取扱）
- ・土壌汚染対策（土壌汚染調査）は必ず行ってから使用すること
- ・土壌汚染対策の取組（土壌汚染調査）は、現場での人員の高圧、介体コアの取りで作業のこと
- ・ワイヤー使用後は指定のワイヤー保管所に保管・管理すること（散置の禁止）

13 緊急時の連絡・通報について

- ・緊急時には直ちに作業を中止して、職員に指示に従って避難してください

14 安全設備に関して

- ・安全設備（足場・手摺・脱出用ネット・脱出用ネット・脱出用ネット）は必ず着用し、脱出用ネットは必ず着用すること
- ※作業員は必ず安全帯を着用し、作業中は必ず着用すること
- ※安全帯は作業員が必ず着用し、作業中は必ず着用すること

15 清掃・片付けに関して

- ・作業終了後、持ち場が変更される場等の作業員は持ち場・片付けの清掃
- ・作業・片付け・清掃を完了し、ゴミを指定された場所（ゴミ箱）に分別して投入すること
- ・片付け・清掃等は必ず作業員が行うこと（散置の禁止）
- ・空き缶・ペットボトルは指定された場所（ゴミ箱）に投入すること。・廃棄物の取り扱いは必ず指定された場所で行うこと

16 仮設トイレ・給水の取扱いに関して

- ・トイレはきれいに使用するように心がけよう。・トイレを綺麗に保つことは自分自身で保つこと
- ・トイレ内は禁煙とします。またゴミの取扱いやガムのパイプ等も指定された場所でのみ行ってください
- ・トイレの清掃は安全帯を着用して行ってください。・トイレ内・給水の取扱いは必ず指定された場所で行うこと

17 休憩・喫煙・飲食に関して

- ・休憩・飲食は休憩室、もしくは指定された場所で行うこと。・現場の路上や他の場所の入口での休憩・飲食は禁止とします
- ※作業員への飲み物の持ち込みも、水筒またはボトルケースに入れたペットボトルのみとします（ゴミの取扱い）
- ・喫煙は決められた喫煙場所のみとし、その他喫煙禁止！
- ※喫煙場所は事前に使用すること！
- ・近隣の喫煙禁止区域、喫煙禁止区域から喫煙までの間は禁止場所とします

18 場内の取扱いに関して

- ・場内取扱い、安全帯、安全帯、安全帯、安全帯（ゲート位置、系系、水、安全コンテナ）

19 ケガをした場合・緊急時の場合及び取扱いを誤ってしまった場合に関して

- ・取扱いの取扱いを誤ってしまった場合、ケガをした場合は、現場の責任者の方で適切な処置をして報告してください
- ※労働中での事故とは、通勤ルート（交通KYマップ）を事前に提出（交通KYマップ）してあるルートでの事故の場合です
- ・緊急時の連絡先は事務所に電話で「」まで ※AEDが事務所に設置されています

20 その他

- ・打合せに無い予定外の作業、必ずしも工事に習熟なく現場全員着用とします
- ・工事現場以外のエリア・道路には立ち入りしないこと
- ・五洋建設のルール 安全帯未着用者一罰退場！ 作業中携帯電話使用禁止！ 五洋作業333運動の実施！等

以上ルールを守れない方は、退場してもらったことがあります。ルールを守って安全作業をお願いします。ご安全に！

当現場 最重要事項

- ・現場内は架空線が多く存在します。架空線断線に至ると、近隣住民様に多大な影響を及ぼします。**バックホーアーム、クレーン・ユニック車ブーム、ダンプ荷台を上げたまま走行しないよう、細心の注意を払ってください。**重機や運搬車両については、単独でのバック走行は原則禁止です。
- ・場内で重機やクレーンを走行移動させる際は、**誘導員による誘導を必ず行わせること。**誘導員の方は、必ず**チョッキ**を着用して下さい。
- また、低い架空電線を超えて移動する際は、高さ制限ゲートを通して電線を超える移動を行うこと。
- ・バックホー運転席に「**架空線の確認よいか！！**」「**移動時アームを下げる！！**」の掲示を行い、移動前に指差呼称を行うこと。
- ・埋設配管近辺の掘削は、**手掘り**にて埋設配管を出し、**木杭**で明示してから重機を使用すること。
- ・大型車両には当現場の車両である表示（ゼッケン）を行う必要がありますので、前日までに事前に申し出て、必ず掲示して入場すること。
- ・当工事の作業員と分かるように、**腕章の着用が必要**です。帰る際には、毎日現場事務所に返却してください。
- ・近隣住民様とのやりとりや事故報告等、緊急の連絡が必要な場合がありますので、**職長に関わらず全作業員、新規入場時に五洋職員の携帯電話番号を登録し、いつでも連絡できるようにしてください。**
- ・近隣住民様から話し掛けられた時は、笑顔での対応を行ってください。質問をされた場合、簡単な内容は丁寧に回答し、不明な点が少しでもあれば五洋建設工事事務所の連絡先()を伝え、そちらに電話してもらってください。また、近隣住民様と話した内容は、必ず の職員に伝達してください。 **気持ちよい挨拶を心がけよう！**